

板橋区職員給与等口座振替取扱要綱

(昭和 60 年 5 月 22 日 区長決定)

改正 令和 3 年 10 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年板橋区規則第 13 号）第 1 条の 2 第 3 項、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年板橋区教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 4 項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）第 3 条第 4 項に規定する口座振替の方法による給与の支払の実施並びに職員の旅費に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 12 号）に基づく旅費の口座振替の方法による支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱の規定は、区長、副区長、教育長及びその他区に勤務する職員に準用する。

第2条 削除

(対象給与等)

第3条 口座振替の方法により支払うことができる給与等の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 例月給料及び諸手当
- (2) 期末・勤勉手当（6 月期・12 月期）
- (3) 期末手当（3 月期）
- (4) 給与改定の差額
- (5) 昇格・昇給の差額
- (6) 例月旅費（職員の旅費支給規程（昭和 48 年板橋区訓令甲第 41 号）第 6 条の 3 の規定により請求された旅費）
- (7) 例月報酬及び費用弁償

2 口座振替の方法により支払う給与等の額は、給与等の支払総額から法律又は条例の規定するところにより控除される額を差し引いた額とする。

(給与等振替取扱金融機関)

第4条 給与等の口座振替取扱金融機関は、板橋区の指定金融機関及び指定金融機関と給与等の口座振替に関する業務を提携している金融機関並びに株式会社 ゆうちょ銀行（以下「給与等振替取扱金融機関」という。）とする。

(口座の指定)

第5条 給与等の口座振替を希望する職員（以下「給与等振替希望職員」という。）は、給与等振替取扱金融機関に給与等受給者本人名義の普通預金口座又は当座預金口座を指定し、又は設けなければならない。ただし、株式会社 ゆうちょ銀行においては、通常貯金口座のみを指定し、又は設けるものとする。

- 2 第 3 条第 1 項に掲げる給与等の振替口座として指定することのできる口座の数は、2 を上限とする。
- 3 2 の給与等の振替口座を指定した給与等振替希望職員は、第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる給与等につき、千円を単位として、当該口座のうち、一方の口座（以下「第二口座」という。）に振り込む額を指定しなければならない。この場合において、当該給与等から当該指定した額（以下「指定額」という。）を減じた残額については、もう一方の口座（以下「第一口座」という。）に振り込むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により支払う給与等の額が指定額に達しない場合は、当該給与等の全額を第一口座に振り込むものとする。
- 5 2 の給与等の振替口座を指定した給与等振替希望職員は、第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる給与の全額を振り込む口座として、第一口座又は第二口座のいずれかを指定しなければならない。
- 6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、会計年度任用職員については、これらの規定を適用しない。

（申出手続き）

第6条 給与等振替希望職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める依頼書を総務部人事課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

- （1）次号に掲げる職員以外の職員 給与等口座（振替・撤回）依頼書（別記第 1 号様式）
- （2）会計年度任用職員 給与等口座（振替・撤回）依頼書（別記第 2 号様式）

（給与等口座振替申出の撤回）

第7条 給与等の口座振替の申出をしている職員が当該申出を撤回しようとする場合は、給与等口座（振替・撤回）依頼書を前条各号に掲げる区分に応じ課長に提出しなければならない。

（申出内容の変更）

第8条 給与等振替希望職員は、次の各号に掲げる事項を変更する場合は、速やかに第 6 条に規定する給与等口座（振替・撤回）依頼書を第 6 条各号に掲げる区分に応じ課長に提出しなければならない。

- （1）給与等振替取扱金融機関
- （2）第 5 条第 1 項の規定により指定した振替口座
- （3）指定額
- （4）給与等振替希望職員の氏名

（届出日及び適用）

第9条 前 3 条の規定に基づく給与等口座（振替・撤回）依頼書は、毎月 25 日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その前日。以下「基準日」という。）までに提出するものとし、当該基準日の属する月の翌月に支払う給与等の口座振替から適用する。ただし、会計年度任用職員の採用時の基準日及び適用開始月は、別表に掲げる区分によるものとする。

(振替給与等の引出し)

第10条 口座振替による給与等は、当該給与等の支払日の午前 10 時以降、給与等振替取扱金融機関で、その営業時間内において引き出すことができる。

(口座振替不能時の取扱い)

第11条 課長は、給与支払事務上又は口座振替手続上の理由により口座振替による給与等の支払が困難であると認めるとき、又は給与等振替希望職員の指定した口座に給与等が振り込まれないことを確認したときは、速やかにこの旨を給与等振替希望職員に通知し、当該給与等を現金で支払うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、口座振替の方法による給与等の支払の実施に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条第 2 項の規定により、この要綱の規定を再雇用職員及び臨時職員に準用するに当たり、当分の間、第 5 条第 2 項から第 5 項までの規定は適用しない。

付則

この一部改正は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表

区分	基準日	適用開始月
月額で報酬を定める会計年度 任用職員	採用月の前月20日	採用月
日額又は時間額で報酬を定め る会計年度任用職員	採用日の1週間前	採用日が属する月の翌月

第 1 号様式（第 6 条関係）
（ 宛 先 ）板 橋 区 長

ふりがな 氏 名										
所 属	TEL									
職員番号	☐ 一般職員 ☐ 再任用職員									

給与等口座（振替・撤回）依頼書

私が板橋区から支払われる給与等について、私名義の金融機関口座への振替を、下記のとおり取り扱われるようお願いします。

記

振替開始年月	☐ 例月給与（ 年 月分）から
	☐ （ 年度：夏季・年末・年度末）手当から

名 義 変 更 第一・第二口座共通	ふりがな

※ご本人以外の口座は指定できません。
※金融機関への変更手続きは、給与振込日と
時期を合わせてください。

第 一 口 座											
申 請 理 由		☐ 開始 ☐ 口座変更 ☐ 金融機関の統廃合等（ 年 月 日実施）									
銀行等	銀行・信金 組合・金庫				本店・支店 支所・出張所				預金 種別	口 座 番 号	
	コード				支店コード				普 通・1		
	ゆうちょ銀行				記号5桁				当 座・2		
								通常貯金・0			

第 二 口 座											
申 請 理 由		☐ 開始 ☐ 口座変更 ☐ 撤回 ☐ 金融機関の統廃合等（ 年 月 日実施）									
銀行等	銀行・信金 組合・金庫				本店・支店 支所・出張所				預金 種別	口 座 番 号	
	コード				支店コード				普 通・1		
	ゆうちょ銀行				記号5桁				当 座・2		
								通常貯金・0			
第 二 口 座 振 込 指 定 額								年度末手当及び給与 改定差額振込先指定			
例月給与指定額（円）				夏季・年末手当指定額（円）				第一口座を指定・1			
0 0 0				0 0 0				第二口座を指定・2			

（宛先）板橋区長

ふりがな 氏 名								
所 属	TEL							
職員番号								

給与等口座（振替・撤回）依頼書

私が板橋区から支払われる給与等について、私名義の金融機関口座への振替を、下記のとおり取り扱われるようお願いします。

記

振替開始年月	☐ 例月給与（ 年 月分）から
	☐ （ 年度：夏季・年末・年度末）手当から

名 義 変 更	ふりがな

※ご本人以外の口座は指定できません。
※金融機関への変更手続きは、給与振込日と
時期を合わせてください。

給 与 等 口 座																
申 請 理 由		☐ 開始 ☐ 口座変更 ☐ 金融機関の統廃合等（ 年 月 日実施）														
銀行等	銀行・信金 組合・金庫				本店・支店 支所・出張所				預金 種別	口 座 番 号						
	コード				支店コード				普 通・1							
	ゆうちょ銀行				9	9	0	0	記号5桁							